

	English	中文	交通アクセス・地図	お問い合わせ	サイトマップ	サイト内検索
	受験生の方	広大へ留学希望の方	一般・地域の方	企業の方	卒業生の方	在学生・保護者の方

大学案内

入試情報

教育・学生生活

研究

社会連携

留学・国際交流

学部・大学院等

研究所・施設等

広報・報道

採用情報

校友会・同窓会

支援財団・基金

図書館・博物館等

大学病院

附属学校

[トップページ](#) > [広報・報道](#) > [報道発表・報道された広島大学](#) > [平成20年1月-12月](#) > 教員免許状更新講習（予備講習）開設のお知らせ

教員免許状更新講習（予備講習）開設のお知らせ

NEWS RELEASE



広島大学学長室広報グループ
〒739-8511 東広島市鏡山 1-3-2
TEL:082-424-6017 FAX:082-424-6040
E-mail:koho@office.hiroshima-u.ac.jp
(※@は半角に置き換え送信してください。)

平成20年4月9日

教員免許状更新講習 予備講習

「特別支援教育の理論と実際」の開設のお知らせ ～教員免許更新制の試行がスタート～

平成21年4月から施行される教員免許更新制度の円滑な実施に向けて、今年度、文部科学省が実施する「免許状更新講習プログラム開発委託事業」を受け、広島大学では、予備講習「特別支援教育の理論と実際」を開設しますので、お知らせいたします。

概要等：

広島大学は、障害のある学生の修学支援の実績を踏まえ、免許状更新制の実施における障害のある受講者への支援の方法を検討します。

本学は、教員養成に関して、長い歴史と伝統を有し、西日本のキーステーション大学として人材育成に貢献しています。大学院教育学研究科では、特別支援学校の教員養成を担っているほか、全学組織としてアクセシビリティセンターも設置し、障害のある学生の修学支援に努めています。

開設予定科目：

特別支援教育制度について（1時間）
視覚障害教育の理論と実際（1時間）
聴覚障害教育の理論と実際（1時間）
知的障害教育の理論と実際（1時間）
肢体不自由・病弱教育の理論と実際（1時間）
LD等、重複障害教育の理論と実際（1時間）

開設予定時期：平成20年7月下旬

開設場所：広島大学東広島キャンパス

※平成23年3月31日が修了確認期限の方で本予備講習の修了者は、免許状更新講習に必要な30時間のうち、6時間が免除される予定です。


[教員免許更新制の概要について](#)

【お問い合わせ先】

広島大学教育室 担当：清水
電話：082-424-6151
メール：koyoiku-group@office.hiroshima-u.ac.jp
(@は半角@に置き換えた上、送信して下さい。)

広大公式アカウント一覧

 Twitter

 Facebook
(日本語版)

 Facebook
(英語版)

 YouTube

 行事カレンダー

 ストリートビュー

 キャンパスカメラ

 学内ポータル

教員免許更新制の概要について

～制度導入前(平成21年3月31日まで)に授与された免許状をお持ちの方について～

平成19年6月の改正教育職員免許法の成立により、平成21年4月より教員免許更新制が導入されることになりました。

1. 導入前(平成21年3月31日まで)に授与された免許状をお持ちの方について

① 免許状の効力について

- ・ 免許更新制の導入前に授与された普通免許状または特別免許状をお持ちの方の免許状には、更新制の導入後も有効期間が付されることはありません。
(※ その方が更新制の導入以降に新たに免許状を取得した場合も、新しい免許状には、有効期間は付されません。)
- ・ ただし、10年毎の修了確認期限(※)までに免許状更新講習を受講し、それを修了したことの確認を受ける必要があります。
(※ 最初の修了確認期限は文部科学省令で定めます。)
- ・ 講習を修了し確認を受けなかった場合、免許状はその効力を失います。
- ・ ただし、免許状が失効した場合にも、大学で単位を取り直す必要はなく、更新講習を修了すれば、免許状の再授与を受けることができます。

② 更新講習修了確認について

- ・ 免許状更新講習を修了したことの確認(更新講習修了確認)は、免許管理者(勤務する学校の所在する都道府県教育委員会)が行います。
- ・ 知識技能などが十分であり更新講習を受ける必要がないと免許管理者が認めた方については、講習の受講が免除されます。
- ・ やむをえない理由により免許状更新講習を修了できないと認められるときは、相当の期間を定めて、修了確認期限を延期することができます。

③ 免許状更新講習について

- ・ 免許状更新講習は、教員として必要な最新の知識技能を得ることを目的とするもので、大学などが文部科学大臣の認定を受けて開設します。
- ・ 免許状更新講習の時間は、**30時間以上**とします。
- ・ **受講対象者**は現職の教員など教育の職にある方、教育職員になる予定の方です。
- ・ いわゆる**ペーパーティーチャー**や、指導改善研修を命ぜられた方は**免許状更新講習を受講できません**。

2. 更新制導入後(平成21年4月1日以降)に免許状を授与される方について

- ・ 普通免許状および特別免許状の有効期間を、免許状の授与に必要な資格を得た日から10年後の年度末までとします。
(例:平成22年3月25日に授与された免許状は平成32年3月31日まで有効)
- ・ 有効期間の更新は、免許管理者(勤務する学校の所在する都道府県教育委員会)が行います。
- ・ 更新できる方は、
 - ①「1.」と同様の免許状更新講習を修了した方
 - ②知識技能などを勘案して免許管理者が認めた方(免除対象者)とします。

※ なお、上記のとおり、免許更新制導入前に授与された免許状と導入後に授与される免許状の取り扱いは有効期間の有無という点で異なりますが、**10年毎に更新講習を受講しなければ免許状が失効するという点では同じ**です。